

## ～特定求職者雇用開発助成金をご存じですか～

「特定求職者雇用開発助成金（通称：特開金（とっかいきん）」は、特定求職者をハローワークを通して雇い入れた場合に事業主に対して支給される助成金です。

### 本助成金の三大要件

#### 要件①

「特定求職者を雇い入れること」

特定求職者とは身体・知的・精神に障がいを持った方  
母子または父子家庭の親  
高齢者 などの就職に際し一定の事情を抱えた方を指します。

#### 要件②

「ハローワークの紹介を受けたこと」

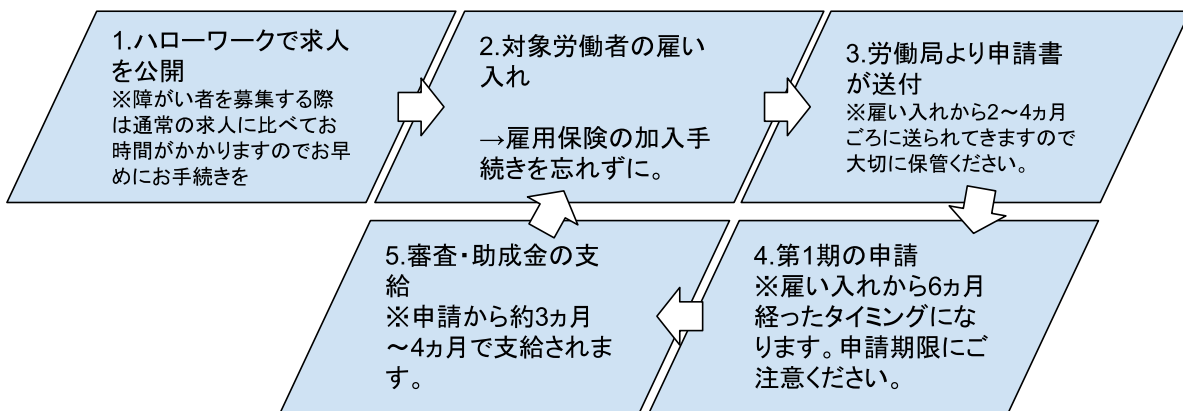
本助成金は原則としてハローワークの紹介を受けた方が対象となります。そのため事前にハローワークで求人公開を行っていることが必要となります。

#### 要件③

「継続して雇用することが見込めるもの」

対象となる労働者が雇い入れ日から雇用保険に入っていることが条件となります。そのため有期契約であっても契約更新を原則とした契約で無ければなりません。

### 支給までの流れ



### 支給金額

	重度障がい者	障がい者	ひとり親家庭	高齢者
短時間労働者	20万円×4期		20万円×2期	
短時間労働者以外	40万円×6期	30万円×4期	30万円×2期	

※1期＝半年とみます。

※障害をお持ちの方であってもハローワークからの紹介時にハローワークに情報を開示していない場合は対象外となります。

※各期、各月ごとの出勤率が8割以上の場合に支給される金額です。出勤状況により減額もごさいます。

※短時間労働者とは週の所定労働時間が20時間～30時間の労働者を指します。

- ・本紙記載以外の要件もごさいますので詳しくは労働局にお尋ねください。弊社でもご相談を承っております。
- ・助成金の申請にあたっては各書類（申請書、賃金台帳、労働者名簿、就業規則など）の準備が必要です。各書類の要件を満たしていない場合も助成金が支給されない恐れがあります。
- ・本助成金は申請後に労働局からお問い合わせを受けることがごさいます。また抜き打ちでの事業所への訪問調査もごさいます。

弊所では本助成金のご相談から申請までを承っております！



フジハラ税理士社労士事務所

270-2253

千葉県松戸市日暮5丁目189ジュネパレス松戸第22-201